## 浮蓋付き屋外タンク貯蔵所の技術上の基準改正- 西日本防災システム

浮蓋付き特定屋外貯蔵タンクに係わる特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するため 当該貯蔵所の位置、構造及び設備に係わる技術上の基準が新たに設けられました。 要約すれば以下のようになります。

- ① 浮蓋は地震等による振動及び衝撃に耐えることのできる構造とすること。
- ② 浮蓋付き特定屋外貯蔵タンクには可燃性蒸気を屋外に有効に排出するための 特別通気口を設けること。ただし不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取 り扱うタンクには、タンクを密閉する必要があるため点検口を設けないこととする。
- ③ 浮蓋付き特定屋外貯蔵タンクには浮蓋の状態を目視で点検するための点検口を 設けること。ただし不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに はタンクを密閉する必要があるため点検口を設けないこととする。
- ④ 簡易フロート型の浮蓋付き特定屋外貯蔵タンクに設ける配管には、配管に滞留した気体がタンク内に流入することにより浮蓋に損傷を与えることを防止するための設備を設けること。

《施行期日》 平成24年4月1日

《経過措置》 浮蓋の構造のうち地震等による振動及び衝撃に耐えることのできる構造に係わる基準で一定の要件を満たしているものは新基準の適用を受けません。

一定の要件とは 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

- ◎ 浮蓋付き特定屋外貯蔵タンク内に不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うこと。
- ◎ 浮蓋付き特定屋外貯蔵タンク内で貯蔵し、又は取り扱う液体の 危険物の引火点が40度以上であること。
- ◎ 浮蓋付き特定屋外貯蔵タンクに当該タンク内に滞留した可燃性 の蒸気を検知するための設備を設けていること。

